

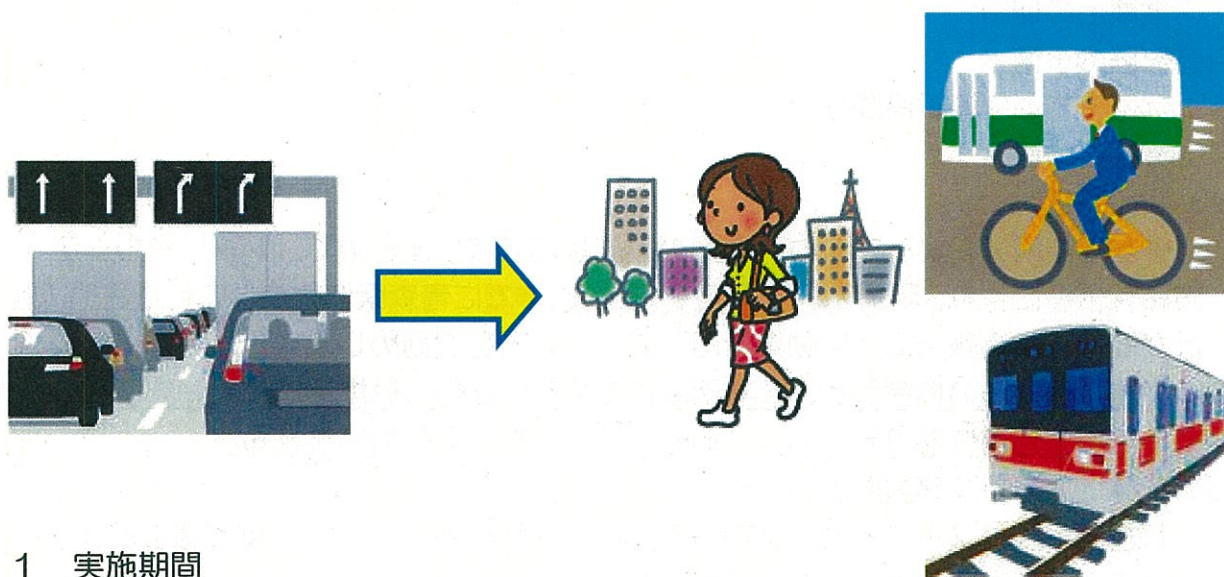
「県下一斉ノーマイカーデー」を実施します！

青森県では、地球温暖化の原因となる自動車（乗用）からの二酸化炭素（CO₂）排出量が、自動車保有台数の増加やライフスタイルの変化などを背景に、1990年度比で約7割も増加しています。

また、過度に自動車を利用することは、交通渋滞や事故の増加など、様々な問題を引き起こす要因にもなります。

地球温暖化の防止やこうした問題の解決には、県民一人ひとりの取組・行動の積み重ねが必要不可欠です。

そこで、青森県では、過度に自動車に依存したライフスタイルを見直し、マイカー通勤から、公共交通機関や徒歩、自転車など環境に優しい通勤手段へ転換するきっかけづくりのため、県内全域を対象とした「県下一斉ノーマイカーデー」を実施します。



1 実施期間

平成23年10月24日(月)から10月28日(金)まで

(ご都合に合わせて、期間中1日以上実施してください。)

2 参加対象

「県下一斉ノーマイカーデー」の趣旨に賛同していただける青森県内の事業所であれば、自由に参加できます。

なお、青森県、市町村、国の出先機関の各行政機関に対しては、重点実施対象事業所として積極的な参加を呼びかけています。

今回は、参加対象を事業所単位としていますが、個人で参加・実施していただくことも大歓迎です（個人の場合、参加登録・実績報告は不要です。）。

また、通勤に限らず、ご家庭でも、学校への送迎や買い物でのマイカー利用を控え、環境問題や地域を支える公共交通機関の維持について、考えるきっかけにしてみませんか？

3 実施方法

(1) 参加登録

参加を予定する事業所は、ノーマイカーデー参加登録書に必要事項を記入し、青森県に提出してください。

なお、参加登録しなかった事業所でも、参加することができます。

(2) 参加宣言事業所名の公表

参加登録した事業所のうち、希望する事業所については、「参加宣言事業所」として、青森県のホームページで事業所名を公表します。

(3) ノーマイカー通勤の呼びかけ

参加事業所は、以下の理由などでマイカー以外の通勤が困難な方を除いたマイカー通勤者に対して、実施期間中1日以上ノーマイカー通勤（公共交通機関、徒歩、自転車又は自動車の相乗りなどによる通勤）の自主的な実施を呼びかけてください。

- ①健康上の理由
- ②家庭の事情
- ③代替できる交通手段がない
- ④業務上の都合

(4) 実績報告

参加事業所は、ノーマイカー通勤の実施状況を取りまとめて、ノーマイカーデー実績報告書により、**平成23年11月11日(金)まで**に青森県に報告してください（集計が簡単な実績報告書（自動集計用）による報告をお勧めします。）。

従業員数が多い場合など、事業所単位での報告が難しい場合は、部・課などの単位で実績報告書に取りまとめて、報告していただいても構いません。

(5) 実施結果・参加事業所名の公表

報告結果は、ノーマイカー通勤実施人数、代替通勤手段、CO₂削減量などを取りまとめて、青森県のホームページなどで公表します。

また、参加事業所のうち、希望する事業所については、「参加事業所」として、青森県のホームページなどで事業所名を公表します。

(登録・報告・問い合わせ先)

〒030-8570 青森市長島1-1-1（青森県庁北棟7階）
青森県環境生活部環境政策課 低炭素社会推進グループ
TEL：017-734-9243、FAX：017-734-8065
E-mail：kankyo@pref.aomori.lg.jp

参加登録書・実績報告書のダウンロードなど、詳細はこちらをご覧ください。

<http://www.pref.aomori.lg.jp/nature/kankyo/no-mycar-day.html>